

廿日市市社会福祉協議会臨時職員募集要領（令和7年度）

業 務 内 容	一般事務の補助
勤 務 時 間	原則として、平日 8 時 30 分から 17 時 15 分までの間で勤務を必要とする時間（週 20 時間以内）
賃 金	1 時間 1,025 円（健康保険・厚生年金なし、雇用保険あり） ※時間単価は変動することがあります。
交 通 費	交通費は通勤距離が片道 2 km 以上の場合、臨時職員任用規程の定めにより支給されます。
年次有給休暇	雇用期間、週の勤務日数に応じ、臨時職員任用規程の定めにより付与されます。
資 格	廿日市市内在住者
採 用 方 法 （登 録 制）	登録した人の中から必要に応じて雇用します。業務内容や必要の度合いにより、雇用期間や勤務時間帯などの条件は異なります。 なお、登録しても必ず雇用されるとは限りません。
登録有効期間	令和 7 年 4 月 1 日（火曜日）から令和 8 年 3 月 31 日（火曜日）まで
受 付 期 間	随時
登 録 方 法	廿日市市社会福祉協議会廿日市事務局及び各事務所にある申込書（任用履歴書）に必要事項を記入し、写真 1 枚を貼り付けて提出してください。
提 出 先	（郵送、直接提出の場合） 〒738-8512 廿日市市新宮一丁目 13 番 1 号 廿日市市社会福祉協議会 総務課 （直接提出の場合） 廿日市市社会福祉協議会 各事務所
問 合 せ	廿日市市社会福祉協議会 総務課 電話：0829-20-0294